

2023年12月25日

国による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の継続について

平素より都市ガスのご利用ならび弊社には格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、2023年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により、本年12月までの措置とされておりました「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、本事業）が、12月分以降も継続されることとなりました。

弊社（新発田ガス株式会社）は当初より本事業に登録しており、2024年1月検針分（12月使用分）まで国が定める値引き単価を踏まえてガス料金を算定としていたところを、この閣議決定に従い2024年5月検針分（4月使用分）まで引続き値引きを実施すべく、経済産業省資源エネルギー庁に事業者登録を申請し、12月21日に交付決定通知を請けました。

なお、本事業の継続による値引きに関しまして、お客様自身でのお手続きや弊社へのご連絡は不要です。対象期間中は自動的に値引きいたします。

(1) 適用期間および値引き単価

【現行期間】適用ガス料金値引き単価

2023年10月検針分（9月使用分）～ 2024年1月検針分（12月使用分） 15円/㎡（税込）



【継続期間】適用ガス料金値引き単価

2024年2月検針分（1月使用分）～ 5月検針分（4月使用分） 15円/㎡（税込）

2024年6月検針分（5月使用分） 値引き単価縮小（6月使用分以降は未定）

現行期間	継続期間				縮小	未定…
…1月検針	2月検針	3月検針	4月検針	5月検針	6月検針	7月検針…
…12月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分	4月使用分	5月使用分	6月使用分…
▲15円/㎡	▲15円/㎡	▲15円/㎡	▲15円/㎡	▲15円/㎡	値引き縮小	未定

* なお、都市ガス年間契約量が1,000万㎡以上のお客様及び発電事業者は対象外となります。

(2) お問い合わせ窓口

本事業の概要は経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。下記の電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】 <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

【お問い合わせ窓口】 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL：0120-013-305 受付時間：全日 9時から 17時まで（年末年始を除く）